# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

# 年金記録確認青森地方第三者委員会分

1	今回(	のあっ	<b>H</b>	ょ等σ	)概要
	/ (=) \	JJ (X ) _	,	/ TT V.	7 11 M. ~~

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

8 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 7件

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立期間に係る資格喪失日(昭和46年11月15日)及び資格取得日(昭和47年6月1日)を取消し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 15 日から 47 年 6 月 1 日まで A社の昭和 46 年 2 月 15 日から 54 年 7 月 1 日までの厚生年金保険の 加入期間について照会したところ、申立期間については、厚生年金保 険に加入していたことが確認できなかった。

私は、昭和46年2月15日にA社に入社してから54年6月末日まで、 一度も退社することなく勤めており、勤務形態の変更もなかった。

関連する書類が無く、記憶だけだが、当該期間について厚生年金保 険被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は、A社において昭和 46 年 2 月 15 日に厚生年金保険の資格を取得し、同年 11 月 15 日に資格を喪失後、47 年 6 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、46 年 11 月から47 年 5 月までの申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、当時の経理担当者を含む同僚5名の証言から、申立人が申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが認められる。また、当時の経理担当者は、「申立人が途中で退職したり、申立人に係る社会保険の資格を喪失させた記憶は無い。」と証言しており、これら複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社を吸収合併したB社(現在のC社)では、「合併前の資料等を保存していないことから不明である。」としているものの、社会保険事務所で得要の記録が管理されており、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録する特段の事情もうかがわれないことから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年11月分から47年5月分までの保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から39年5月30日まで

A社に勤務していた昭和34年5月1日から39年5月30日までの厚生年金保険の加入期間について照会したところ、40年2月20日に脱退手当金が支給されているとの回答をもらった。

それまで、脱退手当金という制度さえ知らなかったし、脱退手当金 を請求し受け取った記憶も全く無いので、申立期間を厚生年金保険被 保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、同事業所に在職中の昭和38年10月2日に婚姻し、同年11月6日に氏名変更の届出がなされたことが、社会保険事務所が管理する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿により確認できる。

しかし、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(昭和37年6月以前に記録を管理するために使用されていたもの、以下「被保険者名簿」という。)及び被保険者原票(同年6月以降に記録を管理するために使用されていたもの)により申立人の記録を確認すると、旧姓のまま管理されている被保険者名簿には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示が確認できるものの、氏名変更処理がされている被保険者原票には「脱」表示が無い。

また、申立人と同じ事業所の被保険者名簿において、申立人と同様に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある者の中には、社会保険庁が管理するオンライン記録における脱退手当金の支給記録が無い者が

確認できる上、「脱」表示が無い者の中には、社会保険庁が管理するオンライン記録における脱退手当金の支給記録がある者が確認できるが、その理由は不明であり、脱退手当金の支給に係る記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格 喪失日から9か月後の昭和40年2月20日に支給決定されたこととなって おり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

# 青森国民年金 事案 297

#### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から3年3月まで

私は、仕事の都合で国民年金への加入手続は遅れたが、平成3年4月から同年8月の期間の土曜日にA市B区役所でさかのぼった保険料を納付した。B区役所には数回行った記憶がある。未納であることに納得できない。

#### 第3 委員会の判断の理由

当委員会が事実確認を行う過程において、当初申立人は、「平成元年 12 月にC社と社員契約から独立して請負契約(個人事業主)へ契約変更した時に、自ら国民年金への加入手続を行った。」としていたが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 5 月 30 日に払い出されている旨伝えたところ、「業務の都合で国民年金への加入手続が遅れた。」と主張を変遷している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付について、「平成3年4月から同年8月までの期間の土曜日にA市B区役所で納付した。納付書の発行手続について、はっきりしないがおそらく区役所と思う。」と証言しているが、A市B区役所から「申立期間当時、窓口に過年度納付の納付書は備え付けておらず、過年度納付の収納事務も行っていなかった。」との回答があるほか、申立人は、保険料の納付金額等についての記憶が明確で無く、申立人が申立期間について過年度納付を行った形跡も見られない。

さらに、申立人は、「加入手続した際に現在所持している国民年金手帳を受け取った。それ以外に国民年金手帳は受け取っていない。」と証言し

ており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和8年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和28年3月17日から29年1月25日まで

②昭和29年12月1日から32年12月31日まで

当時の同僚A、Bと一緒に働き、C療養所で保険証を使って盲腸の手術も受けた。勤務した時の写真を添付するので、厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①については同僚の証言等によりD社E出張所で、申立期間②については同僚の証言及び写真により同社F出張所で働いていたことを推認することはできるが、申立人が事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等が無い。

また、D社G支店に申立人に係る厚生年金保険の適用について照会したところ、「これらの事実を確認できる資料は残っていないので不明。」としている。

さらに、D社H営業所に係る昭和21年5月10日から35年8月までの期間における厚生年金保険事業所別被保険者名簿、D社E出張所に係る28年4月21日から29年6月1日までの期間における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、及びD社I支店に係る22年1月1日から34年2月までの期間における健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したが、資格取得済期間を除いて、申立人に該当する者は見当たらない。

加えて、事業主がD社F出張所(昭和31年8月1日現在)及び同社J出 張所(31年8月1日及び32年10月1日から33年9月30日まで)につい て作成した厚生年金保険被保険者標準報酬等級決定通知書にも申立人の氏 名は見当たらない。 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情も無い。 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはでき ない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

住 所:

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月16日から53年4月1日まで

A県立B校に勤務した昭和52年8月16日から53年4月1日までの厚生年金保険の加入期間について照会申出書を社会保険事務所に提出したところ、加入記録が見当たらないとの回答をもらった。

A県教育委員会発行の人事異動通知書と写真付色紙を添付するので、 当該申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほし い。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、B校が保管している申立人の履歴書及び申立人が保管している人事異動通知書により、申立人が申立期間においてB校に勤務していたことは確認することができるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険庁が管理するB校の職歴審査照会回答票を見ると、申立人の名前が確認できないほか、申立期間に係る健康保険の整理番号に欠番が2件及び重複が1件見られたが、すべて別人であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶している臨時職員の同僚1名について、社会保険庁の被保険者記録照会回答票を見ると、申立期間において厚生年金保険被保険者加入記録が見当たらない。

加えて、申立期間について、すべて国民年金保険料が納付されている。 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見 当たらない。 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和21年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和42年5月20日から同年6月2日まで

②昭和42年7月23日から同年10月1日まで

③昭和42年11月21日から同年12月27日まで

昭和42年5月20日から同年12月27日までA社に在籍しており、毎月給料から社会保険料として引かれていたはずであるのに、社会保険事務所から42年6月2日から同年7月23日(1か月間)、同年10月1日から同年11月21日(1か月間)の合計2か月間しか確認できない旨の回答をもらった。臨時工員は2か月以内の雇用形態ということは一切聞いておらず就労期間中は厚生年金保険を掛ける約束で働いていた。給与明細書は所持していないが、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に勤務していたことは、一緒に勤めていた同僚などの証言から推認することができるが、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料が無い。

また、A社からは、「当時の事務担当者は既に他界しており、詳細は不明であるものの、雇用形態は臨時工員であったらしい。」旨の回答があるほか、事業主が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳により厚生年金保険資格取得は昭和42年6月2日、同年7月23日に喪失、及び同年10月1日に資格取得し、同年11月21日に喪失となっており、社会保険庁が管理する健康保険厚生年金保険被保険者原票と一致している。

さらに、同僚によると「自分は一貫してB作業に従事し、厚生年金保険に継続して加入していた。」としているが、申立人は、「5月から8月ころまで、C作業、9月及び10月まではD作業、11月及び12月にはE作業をしていた。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

# 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月29日から51年12月まで

② 昭和58年11月30日から平成4年3月まで

③ 平成4年4月から13年12月まで

A社、B社、C社及びD社に勤務した期間について、厚生年金保険被保険者期間を照会した結果、B社における被保険者記録は勤務実態に沿って確認できたものの、A社、C社で勤務した期間の大半、及びD社で勤務したすべての期間において、厚生年金保険に加入した事実は確認できないとの回答を受けた。

当時、厚生年金保険料を給与から控除されていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録から、A社に勤務していた ことは確認できるが、社会保険事務所の事業所別被保険者名簿を見ると、 昭和 48 年 9 月 29 日付けで当該事業所が厚生年金保険の適用事業所から 全喪の手続を行い、被保険者全員が資格を喪失していることが確認でき る。

また、申立人は当該事業所の顧問であったと主張しており、当時、全 喪の手続をしたことを認識していなかったとは考え難い。

申立期間②について、雇用保険の加入記録は昭和 58 年 10 月 1 日から同年 12 月 29 日までとなっている上、C社社長及び同僚からは、申立人が当該事業所に勤務していたという証言を得ることはできなかった。

また、社会保険事務所が管理する当該事業所の健康保険厚生年金保険

事業所別被保険者名簿において、昭和58年2月25日から平成4年11月2日までの延べ40名の記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番は無く、申立人の整理記号番号より後の番号を持つ34名の中にも申立人の氏名は無い。

申立期間③について、雇用保険の被保険者記録が確認できない上、D 社役員及び同僚からは、申立人が当該事業所に勤務していたという証言 を得ることはできなかった。

また、D社が当時加入していた健康保険組合からは、申立期間に申立 人が加入した記録は無いと回答を受けている上、国民健康保険の加入記 録を見ると、平成6年7月10日から11年5月1日までE県F区で被保 険者となっていることが確認できる。

すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の 資料が無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月1日から同年4月11日まで

② 昭和45年6月9日から46年1月31日まで

③ 昭和46年4月1日から同年5月21日まで

昭和 45 年2月に夫と一緒に季節従業員としてA社B工場に入社し、同年4月まで勤務した。昭和 45 年6月にA社C工場に再雇用されてからは寮の管理人として勤務していた。A社B工場及びC工場に勤務していたのであり、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めていただきたい。

#### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者の記録及び上司等の証言から、申立人が申立期間においてA社B工場及びC工場に勤務していたことは推認することができるものの、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料が無い。

また、事業主は、申立人の申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できないとしているほか、申立期間②及び③に勤務していたC工場の当時の総務担当者は、「当時の季節従業員(又は期間従業員)は、厚生年金保険への加入を希望しない者が多かった。」と証言している上、A社B工場の現在の総務担当者は、「出稼ぎの季節従業員の場合は、過去の事例を調べると、就労期間が2か月であれば雇用保険に入れていなかったようだ。」としている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険事業所 別被保険者名簿について、昭和44年9月16日から45年6月11日までの 延べ380人及び46年3月8日から同年5月20日までの延べ173人、並びに社会保険事務所が保管するA社B工場の被保険者原票について、45年5月15日から46年2月16日までの延べ735人の記録を確認したが、健康保険の整理記号番号に欠番は無く、申立人の氏名も見当たらない。

加えて、健康保険証について、申立人及びその夫は、申立期間について、 申立人名義の健康保険証を持ったことはなかったとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年10月から46年11月まで

昭和43年10月から2年くらいA社B支店で勤め、その後C支店に勤めた。平均7万円から8万円の給与の中から、所得税や住民税、労働保険料とともに社会保険料も控除されていたが厚生年金保険の加入期間となっていない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

# 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚3名及び元上司1名の証言により、申立人がA社に販売員として勤務していたことは推認することができるが、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、A社D支社は昭和 45 年 11 月 1 日から新規適用事業所となっているが、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、D支社が適用事業所となる以前に事務処理を行っていたE支社の被保険者名簿にも申立人の記録は無い。

さらに、事業を継承している現在のA社の担当者から、「申立期間に係る従業員名簿台帳に申立人の氏名は確認できない。」と回答があるほか、「販売員は職種が多岐に分かれ、①社会保険付きの社員、②社会保険付きでも営業成績により基本給が変動する社員、③研修期間として1年から2年後に厚生年金保険へ加入させた社員、④営業成績により基本給が変動し歩合給で社会保険には未加入の個人事業主的な社員があった。」と回答を得ている上、申立人が記憶していた同僚5名のうち2名は厚生年金保険の被保険者記録が無く、加入記録のある同僚から「私は、

内勤であった。」また、「販売員の給与は歩合制で厚生年金保険に加入 していなかったと思う。」との証言もあることから、必ずしも全員を厚 生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

加えて、雇用保険被保険者台帳においても、申立期間における申立人の加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

# 第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年月日 : 昭和40年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月から63年2月20日まで

私は、A社に3回行っているが3回目の期間の分だけ厚生年金保険に加入していないのは納得いかないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、A社に申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したところ、「申立期間1か月ごとに全職員分を調査しても確認できなかった。」としている。

さらに、申立人が3回一緒に働いたとしている同僚については、申立人が姓だけしか記憶していないため、A社では、「1万5,000人の中から同じ姓のみでは個人を特定することはできない。」としている上、社会保険庁の職歴審査照会回答票でも同僚の特定は困難であることから、同僚の証言を得ることはできない。

加えて、A社B工場における申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録も確認できない。

その上、申立期間については、申立人が国民年金及び国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立て内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。